

九重町公共工事請負契約約款（令和2年告示第27号）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第一条（略）</p> <p>（関連工事の調整）</p> <p>第二条（略）</p> <p><u>2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。</u></p> <p>（請負代金内訳書及び工程表）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 内訳書には、<u>法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）</u>を明示するものとする。 <u>[注]「健康保険料等」とは、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び労働者災害補償保険料をいう。</u></p> <p>3（略）</p> <p>第四条～第二十二条（略）</p> <p>（工期の変更方法）</p>	<p>第一条（略）</p> <p>（関連工事の調整）</p> <p>第二条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（請負代金内訳書及び工程表）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 内訳書には、<u>健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費</u>を明示するものとする。</p> <p>3（略）</p> <p>第四条～第二十二条（略）</p> <p>（工期の変更方法）</p>

第二十三条 (略)

2 (略)

3 発注者は、第一項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと、当該協議に関して受注者が第六十二条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第六十三条に規定する仲裁を申請したことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

(請負代金額の変更方法等)

第二十四条 (略)

2 (略)

3 発注者は、第一項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと、当該協議に関して受注者が第六十二条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第六十三条に規定する仲裁を申請したことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

4 (略)

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第二十五条 (略)

2～8 (略)

9 発注者は、第三項又は第七項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと、当該協議に関して受注者が第六十二条に規定するあっせん若しくは調

第二十三条 (略)

2 (略)

(新設)

(請負代金額の変更方法等)

第二十四条 (略)

2 (略)

(新設)

3 (略)

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第二十五条 (略)

2～8 (略)

(新設)

停を請求したこと又は第六十三条に規定する仲裁を申請したことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

第二十六条～第六十四条 (略)

第二十六条～第六十四条 (略)